⑵　原子力艦原子力災害に対する対策のための警察庁の警備体制は、以下のとおりとする。
ア　長官は、原子力艦原子力災害が発生した場合において、国に緊急災害対策本部が設置されたときは長官を長とする対策本部を、国に非常災害対策本部が設置されたときその他必要なときは次長を長とする対策本部を、それぞれ設置するものとする。
イ　長官は、原子力艦原子力災害又は原子力艦原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した場合において、いまだ国に緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されないときその他必要なときは、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案して、必要に応じ、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする警備連絡室を設置するものとする。

3　原子力災害対策本部等への警察職員の派遣

長官は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部その他の原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象に対応するための臨時の組織が国に設置されたときは、職員を指定して当該組織に派遣するものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

1　原子力災害警備計画の策定

⑴　以下に掲げる都道府県警察は、警察本部及び関係する区域を管轄する警察署それぞれにおいて、原子力事業所における事故による原子力災害に対する対策の要領を定めた警備計画（以下「原子力災害警備計画」という。）を策定するものとする。
ア　原災法第２条第４号に定める原子力事業所の所在地を管轄する都道府県警察
イ　アに掲げるもののほか、原災法第６条の２第２項第３号に定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を管轄する都道府県警察
ウ　ア及びイに掲げるもののほか、その管轄する都道府県の都道府県防災会議が原子力事業所における事故による原子力災害に関する地域防災計画を策定している都道府県警察

⑵　原子力災害警備計画は、原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象の発生に際し、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）との連絡、災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、交通規制その他の措置を的確にとることができるよう、以下に掲げる事項について、本節の内容を踏まえて定めるものとする。
ア　警備体制に関すること。
イ　情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民への伝達に関すること。
ウ　避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関すること。
エ　交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。
オ　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。
カ　警察職員の被ばくの防止及び被ばく線量の管理に関すること。
キ　その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な事項

⑶　原子力災害警備計画には、以下に掲げる資料を必要に応じ添付するものとする。
ア　原子力事業所に関する資料
イ　災害警備本部の体制に関する資料
ウ　部隊の編成に関する資料
エ　関係機関及び関係事業者との通報連絡要領に関する資料
オ　避難対象者（災害時要援護者（高齢者、障害者、入院患者、妊産婦、乳幼児、外国人等災害発生時に特に援護を要する者をいう。以下同じ。）を含む。）の避難経路、避難先、搬送手段その他避難誘導に関する資料
カ　原子力災害警備用装備資機材に関する資料
キ　その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な資料

⑷　原子力災害警備計画の策定に当たっては、以下の事項に配意するものとする。
ア　大量の放射性物質が短時間のうちに広い範囲にわたり放出される可能性があること。
イ　自然災害に起因して原子力災害が発生した場合には当該自然災害により通信の途絶、道路の不通、汚染、要員の不足等の障害が発生する可能性があること。
ウ　原子力規制委員会、地方公共団体、消防機関その他の関係機関並びに原子力事業者その他の関係事業者と相互に連携する必要があること。
エ　専門機関からの助言、原災法第６条の２第１項に規定する原子力災害対策指針を踏まえるなどし、原子力や放射線に関する専門的知見及び技術的知見を対策に反映させる必要があること。
オ　放出された放射性物質の影響が長期間持続する可能性があること。

2　核燃料物質等輸送事故・災害初動措置マニュアルの作成

核燃料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条第２号に定める核燃料物質をいう。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬の出発地、経由地又は到着地となることが想定される場所を管轄する都道府県警察は、１の規定に準じ、警察本部において、核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

3　原子力艦災害初動措置マニュアルの作成

原子力艦の寄港地を管轄する都道府県警察は、１の規定に準じ、警察本部において原子力艦原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

4　見直し

１から３までに掲げる計画及びマニュアルについては、随時見直しを行うものとする。

5　関係機関等との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関及び原子力事業者等と相互に連携し、原子力災害に備えた諸対策に当たるものとする。

6　原子力災害発生時における連絡体制の整備

都道府県警察は、原子力災害発生時における原子力事業者等からの情報連絡体制に関し、相互の連絡担当者及び連絡責任者を具体的に定めるとともに、連絡を受けた場合の部内での連絡系統の整備を図るものとする。

7　警備体制の整備

都道府県警察は、原子力災害に関する初動活動を迅速かつ的確に行うため、警備本部の設置、職員の招集及び参集、部隊の編成、配置、運用その他の必要な警備体制について整備を図るものとする。

8　防災訓練の実施

１から３までに掲げる計画又はマニュアルを策定した都道府県警察は、国、地方公共団体、防災関係機関及び原子力事業者等と相互に連携し、具体的な原子力災害を想定した実践的な防災訓練を定期的に実施するものとする。また、原子力災害を想定した図上訓練、原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を随時行うものとする。

第２　災害発生時における措置

原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した場合において都道府県警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

1　周辺住民等への情報伝達

都道府県警察は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。

2　避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

都道府県警察は、地方公共団体等と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を行うとともに、住民の避難状況を確認するものとする。

なお、これらの活動に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するものとする。